

9 日常生活用具の給付・貸与

在宅の障がい者(児)及び、難病患者の方に、日常生活・介護上の便宜を図るための日常生活用具(別表参照)を給付・貸与します。ただし、介護保険の対象となる身体障害者手帳所持者で、「特殊寝台」、「手すり」等が必要な方は原則として介護保険制度が優先されます。(62 ページ参照)

18 歳未満

申請者：保護者

【申請に必要な書類】

- ① 日常生活用具給付等申請書
- ② 見積書
- ③ 個人番号カード（無い場合は通知カードと運転免許証等の身分確認ができるもの）
- ④ 日常生活用具給付意見書
（障害者手帳の交付を受けている方で、手帳の申請の際に添付した診断書の内容のみで用具の必要性を確認できる方は提出を省略できる場合があります。）
- ⑤ 地方税情報等の閲覧に係る同意書又は世帯全員の市町村民税課税状況が確認できるもの

18 歳以上

申請者：本人

【申請に必要な書類】

- ① 日常生活用具給付等申請書
- ② 見積書
- ③ 個人番号カード（無い場合は通知カードと運転免許証等の身分確認ができるもの）
- ④ 日常生活用具給付意見書
（障害者手帳の交付を受けている方で、手帳の申請の際に添付した診断書の内容のみで用具の必要性を確認できる方は提出を省略できる場合があります。）
- ⑤ 地方税情報等の閲覧に係る同意書又は障がいのある方とその配偶者の市町村民税課税状況が確認できるもの

費用負担／基準額の範囲内で用具の給付にかかる費用の9割を市が負担します。

（市町村民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は基準額の10割を市が負担）

ただし、世帯の課税状況、本人の収入に応じて自己負担の月額に上限が設けられています。

※ 申請前に購入した用具については対象外となりますので、購入する前に必ず障がい者福祉課にご相談ください。

障がい者（児）・難病患者用

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者又は難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	169,400円
	特殊マット	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級の身体障がい者(常時介護を要する者に限る。), 下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい児, 知的障がいの程度が重度若しくは最重度である知的障がい者(児)又は難病患者(原則3歳以上)	身体障がい者にとっては, じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。身体障がい児及び知的障がい者(児)にとっては, 失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5年	21,560円
	特殊尿器	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級の身体障がい者(児)又は難病患者(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので, 身体障がい者(児)若しくは難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	73,700円
	入浴担架	下肢機能又は体幹機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(入浴に介助を要する者に限る。原則3歳以上)	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	90,640円
	体位変換器	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児)又は難病患者(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。原則学齢児以上)	介助者が身体障がい者(児)若しくは難病患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,500円
	移動用リフト	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児)又は難病患者(原則3歳以上)	介護者が身体障がい者(児)又は難病患者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	4年	174,900円
	訓練椅子	下肢機能又は体幹機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい児(原則3歳以上)	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年	36,410円
	訓練用ベッド	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい児(原則学齢児以上)又は難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	175,120円

区分	種目	障がい・程度及び対象者	性能等	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢機能若しくは体幹機能に障がいのある身体障がい者(児)又は難病患者であって、入浴に介助を要するもの(原則3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者(児)若しくは難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	99,000円
	便器	下肢機能若しくは体幹機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児)又は難病患者(原則学齢児以上)	身体障がい者(児)又は難病患者が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができるもの)。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,900円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者	身体障がい者が容易に使用し得るもの	3年	4,950円
	移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を要する身体障がい者(児)又は難病患者(原則3歳以上)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 身体障がい者(児)又は難病患者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	66,000円
	頭部保護帽	平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者。てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい者(児)又は精神障がい者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	スポンジ・革製 17,160円 スポンジ・革・プラスチック製 41,580円
	特殊便器	上肢機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児)、知的障がいの程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な知的障がい者(児)又は難病患者(原則学齢児以上)	身体障がい者(児)若しくは難病患者又は知的障がい者(児)の介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320円

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	火災警報器	障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児), 知的障がいの程度が重度若しくは最重度である知的障がい者(児)又は精神障がい者であって, 火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し, 音又は光を発し, 屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	17,050円
	自動消火器	障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者(児), 知的障がいの程度が重度若しくは最重度である知的障がい者(児), 精神障がい者又は難病患者であって, 火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し, 初期火災を消火し得るもの	8年	31,570円
	電磁調理器	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者であって, 視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに知的障がいの程度が重度又は最重度の知的障がい者(18歳以上)	視覚障がい者及び知的障がい者が容易に使用し得るもの	6年	45,100円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(原則学齢児以上)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10年	7,700円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚機能の障がいの程度が2級の身体障がい者(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音, 声音等を視覚, 触覚等により知覚できるもの	10年	96,140円

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能の障がいの程度が1級から3級までで自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う身体障がい者又は腎臓機能の障がいの程度が1級から3級までの身体障がい児(原則3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	56,650円
	ネブライザー	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であって、必要と認められるもの	身体障がい者(児)若しくは難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	39,600円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であって、必要と認められるもの	身体障がい者(児)若しくは難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	62,040円
	足踏み式・手動式たん吸引器	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であって、必要と認められるもの	足踏み又は手動ポンプで吸引するもの	5年	12,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であって、必要と認められるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、身体障がい者(児)若しくは難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	173,250円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者	身体障がい者が容易に使用し得るもの	10年	18,700円

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
在宅療養等支援用具	正弦波インバーター発電機	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であつて、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	ガソリン又はガスボンベ等で作動し、介護者が容易に使用し得るもの ※正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)及びDC/ACインバーター(カーインバーター)の給付は、耐用年数内ではいずれか一種目とする。	5年	120,000円
	ポータブル電源(蓄電池)	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であつて、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用し得るもの ※正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)及びDC/ACインバーター(カーインバーター)の給付は、耐用年数内ではいずれか一種目とする。	5年	60,000円
	DC/ACインバーター(カーインバーター)	呼吸器機能の障がいの程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障がい者(児)又は難病患者であつて、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介護者が容易に使用し得るもの ※正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)及びDC/ACインバーター(カーインバーター)の給付は、耐用年数内ではいずれか一種目とする。	5年	30,000円
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。原則学齢児以上)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,900円
	視覚障害者用体重計	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	19,800円

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能の障がい又は肢体不自由の身体障がい者(児)であって、発声・発語に著しい障がいを有するもの(原則学齢児以上)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	108,680円
	情報・通信支援用具	上肢機能又は視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトで、上肢障がい者にはインテリキー又はジョイスティック等、視覚障がい者には画面拡大ソフト又は画面音声化ソフトなど身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	110,000円
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がいの身体障がい者(原則視覚機能の障がいの程度が1級又は2級で、かつ、聴覚機能の障がいの程度が2級である身体障がい者)又は視覚機能の障がいの程度が1級若しくは2級の身体障がい者であって、必要と認められるもの	文字などのコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	421,850円
	点字器	視覚障がいの身体障がい者(児)(就労若しくは就学している者又は就労が見こまれる者に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	7年	11,770円
	点字タイプライター	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	69,410円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(原則学齢児以上)	音声等により操作ボタンを知覚し、若しくは認識することができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの又は音声等により操作ボタンを知覚し、若しくは認識することができ、かつ、当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	93,500円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(児)(原則学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	109,780円

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(原則学齢児以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	217,800円
	視覚障害者用 時計	視覚機能の障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者(音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	触読時計 11,330円 音声時計 14,630円
	聴覚障害者用 通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいをもつ身体障がい者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(原則学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	78,100円
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年	97,790円
	人工喉頭	喉頭を摘出した者	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部にあてた振動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,610円 (気管カニューレ付の場合は、9,130円) 電動式 79,420円
	福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則障がいの程度が1級又は2級)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの又はファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	身体障がい者が容易に使用し得るもの	—	—
	ファックス (貸与)	聴覚機能、音声機能又は言語機能の障がいの程度が1級から3級までの身体障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(電話(難聴用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な身体障がい者のみの世帯に限る。)	身体障がい者が容易に使用し得るもの	—	—

区分	種 目	障がい・程度及び対象者	性 能 等	耐用年数	基準額
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者	消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチック製の収納袋 尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチック製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの		消化器系 月額 9,680円 尿路系 月額 12,760円
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障がい者若しくは排尿機能障がい者又は脳原性運動機能障がいを有し、かつ、意思表示が困難な者(原則3歳以上)	障がい者が容易に使用し得るもの		月額 13,200円
	収尿器	高度の排尿機能障がい者	障がい者が容易に使用し得るもの	1年	男性用 8,690円 女性用 9,570円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢機能、体幹機能若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい(移動機能障がいに限る。)の程度が1級から3級まで、上肢機能の障がいの程度が1級若しくは2級(特殊便器への取替えをする場合に限る。)の身体障がい者(児)又は難病患者(原則学齢児以上)	身体障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で、設置に当たり小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円

※種目により、別途取付費の助成があります。

○点字図書給付事業

視覚障がいによる身体障害者手帳所持者に対し、一般図書との差額を助成します。

(ただし、月間・週刊等の雑誌は除く。)

自己負担金は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額となります。

○小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活・介護上の便宜を図るための日常生活用具(別表参照)を給付します。

- ・対象者：小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、対象者の要件に該当する方。
- ・費用負担：世帯の所得に応じて自己負担があります。

小児慢性特定疾病児童等用

種 目	対象児童等	性 能	基準額
便器	常時介助を要する者	対象児童等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	4,900円
特殊マット	ねたきりの状態にある者	褥瘡 <small>しよくさう</small> の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円
特殊寝台	ねたきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円
体位変換器	ねたきりの状態にある者	介助者が対象児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000円
車椅子	下肢が不自由な者	対象児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 対象児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040円
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円

種 目	対象児童等	性 能	基準額
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580円
ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600円
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	173,250円
ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520円
ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱 ^{ぼうこう} を造設した者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700円